



2020年 あけましておめでとうございます



子どもやお年寄りの 笑顔輝く市政を

上野 みえこ



昨年の市議選では、たくさんの方々にみなさまに
応援いただき、6期目をスタートすることが
できました。市議団としては議席を減らし、
残念な結果となりましたが、那須まどか議員
や山本伸裕県議と力を合わせ、いのち・暮ら
しが大切にされる市政へと頑張っています。

7月参院選での野党共闘は、国会の「桜を
見る会」の追及でさらに強まり、12月には
田村智子参議院議員を迎えた野党合同集会
へと続きました。安倍政権の退陣、市民の声
が届く市政へと、今年も頑張ります。

昨年末は、娘に2人目の孫誕生のうれしい
便りがありました。20年間掲げてきた「子
どもやお年寄りの笑顔輝く市政」は、私にと
ってますます大事なテーマになりました。

2020年がみなさまにとって、

より良き1年となりますように。

人の痛みに向き合える
政治や社会の実現を！

なす まどか



昨年は、高い国保料や医療・介護の負担に
押しつぶされそうになりながら、暮らしてい
る多くの方々の声を聴いてきた一年でした。

消費税の増税を強行しながら、税金で後援
会員をもてなし、まともな説明責任を果たそ
うとしない安倍政権。桜町再開発など中心市
街地には何百億という投資を行う一方で、政
令市で最も高い国保料は、1円たりとも引き
下げることができない熊本市。

政治の役割は、暮らしの実態や人の痛みに
向き合い、力を尽くすことです。こうした政
治を実現するため、国政でも市政でも、市民
の方々や他政党の方々と連帯し、力を尽くし
ます。

安心して暮らすことができるあたたかい政
治をご一緒に！

市政の基本「第7次総合計画」 基本計画中間見直し素案へ、ご意見を！

熊本市がめざす街の姿を実現するた
めの基本的な方針を定めた「総合計画」の
中間見直しについてのパブリックコメン
トが行われています。

【締め切り】2020年1月23日

【提出先】fax 324-1713

メール seisakukikaku@city.kumamoto.lg.jp

郵送：〒860-8601 熊本市役所・政策企画課

【見直し案の閲覧場所】市HP、区役所

市役所政策企画課・情報公開窓口

総合計画・基本計画とは？

総合計画は地方自治体の全ての計画の基本と
なり、地域づくりの最上位に位置づけられる
計画です。基本構想・基本計画・実施計画か
らなっています。

基本構想は、施策や事業における基本概念。自
治体のめざす将来像と将来の目標を明らか
にし、これらを実現するための基本的な施策
の大綱を示すものです。

基本計画は、基本構想に定めた自治体の将来目
標や基本的施策を実現するために必要な手
段、施策を体系的に明らかにしたものです。

実施計画は、基本計画の施策に基づいて、事業
内容や実施時期を明らかにし、行財政運営の
指針とするものです。

日本共産党 市議会だより NO. 1169
2019.12.29/2020.1.5号
電話 328-2656
FAX 359-5047
QRコード

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議団 **検索**



公の施設の管理・運営を民間に丸投げする指定管理者制度 同一事業者による長期・独占的な管理運営は適切でない

指定管理者制度が始まって17年です。本市においても、現在420施設が指定管理者制度によって管理運営されています。公募施設が199、非公募施設が221です。市議会最終日、上野みえこ議員は指定管理者制度の問題点を質しました。

ほとんどが1者応募で競争もなく、 同一事業者が更新を繰り返す選定

199の公募施設のうち、事業者選定において、応募が1者のみの施設が171(86%)あります。ほとんどの施設で全く競争性のない形で指定管理者が選定され、しかも多くの施設で同一事業者が更新を繰り返しています。

多数の協定に同じような企業名が並ぶ

公募施設199のうち、民間企業あるいは企業が指定管理者の施設は184施設です。公募施設のほとんどが営利を目的とする民間企業によって管理運営されています。しかも、多数の協定に同じ企業名が並び、幅広い参加となっていません。協定件数で第1位・パブリックビジネスジャパン(13件)、2位・九州総合サービス株式会社(8件)です。

指定管理者制度とは？

2003年の地方自治法の一部改正で実施可能となった、公の施設の管理運営を民間に委ねる制度です。

サービス提供者は幅広く求めることが基本

2010年12月の総務省通知では、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」と述べられています。熊本市の「指定管理者制度に関する指針・運用に関する方針」は、国の通知に基づき「複数の申請者から事業計画書を提出させることになっている」と定められています。

同一事業者の更新は評価等を踏まえて

総務省通知には「利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり」と述べられ、同一事業者を更新する場合は、利用者や住民からの評価等を踏まえることを前提としています。本市の場合は、そのような手続きも踏まえず、漫然と1事業者の応募、同一事業者の更新が行われており、国の考え方・方針にも反し、利用者へのサービス向上にもつながりません。

市営住宅等の指定管理は、 参加事業者を広げるべき

市営住宅等13,000戸を2つの指定管理者が5年間を期間に管理運営しています。

2つの指定管理者がそれぞれ、単年度でも2億7300万円と3億2500万円、5年間で13億8200万円、16億4600万円の指定管理料を得る契約です。指定管理の事業規模が大きいので、どんな事業者でも応募できるというものではありません。「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に則り、地域を細分化し、事業者の応募機会の拡大を実施すべきです。

競争性があるこそ、機会均等・経済性確保に

市営住宅等の指定管理も、公募に係る応募者数は1事業者となっており、これまでの5年間の指定管理を競争することなく、10年間継続するものです。地方自治法では、契約は一般競争入札が原則と定められており、競争性の担保によって機会均等や経済性が確保されています。1者しか応募せず、長期独占的に管理委託する指定管理の在り方は、適切ではありません。

